

2023年10月27日

韓国大法院判決5周年にあたっての声明

『解決策』では解決にならない！今こそ全ての被害者が納得する解決を！

強制動員問題解決と過去清算のための共同行動

[\(https://181030.jimdofree.com/\)](https://181030.jimdofree.com/)

2018年10、11月、韓国大法院は強制動員被害者が訴えた訴訟（3件）で、被害者の請求を認め被告日本企業に賠償を命じる判決を出しました。それから早5年の歳月が経過しようとしています。

被告企業はこの判決に背を向け、それを履行しませんでした。このような中、韓国の尹錫悦政権は本年3月に第三者弁済という「解決策」を提起し、悪化した日韓関係の修復を図りました。この「政治決着」以降、両国首脳会談は幾度も開催され、「良好」な関係が築かれていると言われます。

しかし、肝心の強制動員問題は解決していません。「解決策」は大法院判決の強制執行を回避するための弥縫策でしかなかったからです。3訴訟の原告のうち11名の原告は第三者弁済を受入れました。しかし、長く裁判をたたかってきた生存原告を含め4名の原告は「解決策」に反対しています。被告企業が謝罪しなければ、償いのためのお金も出さない、これでは解決にならないからです。

このような事態に焦った韓国政府は、第三者弁済を拒否している原告に対し賠償金相当額の供託手続きをとりました。しかし、供託手続きは全て不受理となりました。これに対する異議申立ても全て棄却されました。今や韓国政府が打ち出した第三者弁済という「解決策」そのものに法的疑義が突きつけられていると言っても過言ではありません。

韓国、日本の世論調査でも、『解決策』で解決（決着）するとは思わない」という声が多数を占めています。韓国の国政監査でも与野党を問わず、『コップの残りの半分』は満たされていない」「日本側の反応が不十分」と指摘しています。「解決策」が“持続性”をもつということは殆どあり得ません。

日韓両政府は今こそ、内外の先例に学び、また「国際人権法の重大な違反および国際人道法の深刻な違反の被害者に対する救済および賠償の権利に関する基本原則とガイドライン（2005年12月16日、国連総会）」に依拠しつつ、強制動員という反人道的不法行為の被害者をどう救済すべきかについて真剣に検討するときです。何よりも生きて今も、人権と尊厳の回復を訴えている被害者の声に耳を傾け、それに応える解決策を見出していくべきです。

被告企業は、「ビジネスと人権に関する指導原則：国際連合『保護、尊重及び救済』枠組実施のために（A/HRC/17/31）」（2011年3月21日）が規定する原則、人権尊重の責任を果たすべきです。

ただ、残された時間は多くありません。被害者たちは年老い、人生の残された時間はあと僅かです。一日も早く被害者たちが納得する解決を実現しなければなりません。

私たちは本年3月6日の声明で、「私たちは、被害者ととともに、(1) 日本政府・被告企業が強制動員の事実を認めて真摯に謝罪し、その証として償いのために資金を拠出し、同じことを繰り返さないための措置を具体的に講ずること、(2) そのために被害者原告及び遺族との協議の場を設けること、を求めて運動を続けていきます。」と述べました。

私たちは本日、大法院判決5周年を迎えるに当たって改めてこのことを表明します。